平成２１年（フ）第９４３号
北九州市小倉南区沼緑町２丁目５番20号
債務者　徳王　一馬
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９４４号
北九州市小倉南区沼緑町２丁目５番20号
債務者　徳王小夜子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７２号
北九州市小倉北区片野３丁目15番２―207号
債務者　小柳すみれ
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７５号
北九州市小倉北区片野５丁目６番14号
債務者　森川　喜七
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９８４号
北九州市八幡西区馬場山東１丁目９番25号
債務者　枌野　宏行
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１００７号
北九州市小倉北区今町１丁目４番12―105号
債務者　岡村喜一こと　李　　喜一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５０６号
奈良市七条西町１丁目38番８―10号　稲葉甫方
債務者　中田　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５４５号
奈良県大和郡山市九条町302番地２　くろーば九条２Ｆ206号室
債務者　畑　　守
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７号
佐賀県小城市三日月町樋口1027―18、住民票上の住所佐賀市開成６丁目６番15号
債務者　松永るみ子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
福島県いわき市平下荒川字諏訪下16番地の１クランシューズ201、前住所福島県いわき市明治団地69番地の２　シャーメゾンＯ・Ｋ202
債務者　小原　　珠
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第７６号
山形県酒田市浜中丙375番地の17
債務者　川村　博江
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第５８７号
愛知県豊田市小川町４丁目46番地13　ハイムＳ．Ｓ－４Ｆ号
債務者　番野　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１８号
愛知県豊田市柿本町３丁目１番地　ビクトリー36―407号
債務者　寺村　裕之
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
静岡県富士市中島44番地　ハイツ藤204号
債務者　牧野　幸一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第３５２号
神奈川県相模原市新磯野３丁目23番２号　アーバンヒルズ相模野201
債務者　佐藤　千秋
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３６０号
神奈川県相模原市光が丘１丁目10番１号　ハイツ光陽205
債務者　西山　政弘
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３６１号
神奈川県相模原市光が丘１丁目10番１号　ハイツ光陽205
債務者　西山かおり（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部